

公告 第544号

令和4年2月8日
川崎汽船健康保険組合
理事長 小樽 慎吾

令和4年度における標準報酬月額上限限度額の公告

このたび、任意継続被保険者の令和4年度標準報酬月額上限限度額について、健康保険法第47条の規定により、500,000円（30等級）と決定しましたので公告します。

記

令和4年3月までの上限限度額	470,000円（29等級）
令和4年4月からの上限限度額	500,000円（30等級）

以上